

2025年度用

トヨタ東京自動車大学校

校内学生寮規則

付 寮生活ガイド（学生寮細則）

第 1 章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、学校法人 トヨタ東京整備学園・トヨタ東京自動車大学校（以下「学校」という）の学生寮の管理・運営のために必要な事項を定める。

（学生寮の設置目的）

第2条 1 学生生活の支援を第一義の目的とするとともに、共同生活を通じて人間相互の触れ合いの大
切さを体得し、自制心、向上心、そして思いやりの心を養うことによって豊かな人間性を育
成することを目的として、学生寮を設置する。
2 学生寮生は互いに人格を尊重しあい、相互協力のもとに、自律の精神により、前項の目的の
達成に努めなければならない。

（名称・所在地および定員等）

第3条 学生寮の名称・所在地および定員等は次の通りとする。

区分	名称	郵便番号・所在地・電話番号	定員
学生寮	トヨタ東京自動車大学校 啓明寮	〒193-0944 東京都八王子市館町 2193 番地	200名
	トヨタ東京自動車大学校 一誠寮		60名

第 2 章 入 退 寮（室）

（入寮・入室）

第4条 1 入寮・入室を希望する学生は、事前に校長の許可を受けなければならない。
2 在寮期間は、原則として入寮・入室したその年度内とする。
3 前項にかかわらず、規律ある生活が営めて、他の模範となり得ると校長が認めた場合に限り、在寮・在室期間を延長することがある。
4 病気、事故などによる長期欠席者、並びに学業成績不振で修得度が基準に達していない学生に対する補講のため、事前に校長の許可を受け、特別に入寮・入室させことがある。

(退寮・退室)

- 第5条 1 学生寮から退寮・退室を希望する学生は、退寮を予定する日の1ヶ月以上前に校長の許可を受けなければならない。
- 2 学生寮生は、学校の学籍を離れたとき、その他別の定める事由が生じたときは、指定の書式で届け出、許可を受け遅滞なく退寮・退室しなければならない。

第 3 章 学生寮の生活

(心得)

- 第6条 1 学生寮生は、この規則および寮生活ガイドを守り、寮生活の風紀を保ち、秩序ある生活を営み、修学の目的達成のため、各個人が責任と規律ある生活をするよう努力しなければならない。
- 2 学生寮生は、各自の自覚と責任を持ち、秩序ある快適な生活の確立・良き伝統の形成および地域住民との融和を図るとともに、起床・帰寮・消灯・就寝時間など規律ある行動をとらなければならない。
- 3 学生寮生は、特に火気の取り扱いには充分な注意を払うとともに、常に防火・防災に努めなければならない。
- 4 学生寮生は、寮施設または寮内の物品を大切に扱い、万が一破損・滅失したとき、あるいは寮施設内もしくはその周辺において異状を発見したときは、直ちにその旨を学校に申し出なければならない。
- 5 学生寮生が本人の故意または重大な過失により、施設・設備及び備品等を破損または滅失した場合は、原状回復に必要な経費を負担しなければならない。

(寮生役員:学生寮規則)

- 第7条 1 寮生役員として、寮ごとに寮長1名、副寮長・フロア委員若干名を置く。
- 2 寮長および副寮長・フロア委員の選出は、寮生の互選で行い、任期は次の通りとする。
* 4月1日から翌年3月31日まで

(寮生当番:学生寮規則)

- 第8条 寮内に寮生全員の輪番制による次の掃除当番を置き、業務および当番表は別に定める。
- (1) 掃除当番は、浴室および脱衣室の掃除を行う。

(非常時の処置)

- 第9条 1 火災及び災害などで非常事態が発生した場合には、速やかに消防署・警察署など関係方面及び学校に通報し、その指示に従うこと。
- 2 前項の通報を行うとともに、学生間で大声を出して知らせあい、初期消火活動など適切な処置をとり、定められた場所に退避すること。

(自衛消防隊:学生寮規則)

- 第10条 1 火災及び地震などの災害の発生に備え、各寮に自衛消防隊を組織する。
- 2 自衛消防隊組織は、学校職員を隊長とし、以下寮生で編成する。編成内容は別に定める。

(届出義務事項)

第11条 学生寮生は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに担任又は教育支援課へ届出なければならない。

- (1) 病気その他の理由で、登校すべき時間内に残留するとき、あるいは発病・負傷事故などが発生したとき
- (2) 本校学生および教職員以外の者と学生寮内で面談しようとするとき
- (3) 学生寮またはその周辺で、署名、掲示、印刷物の発行・配布などをしようとするとき
- (4) 学生寮施設内における各種の集会・行事もしくは、これらに類する行為をしようとするとき
- (5) 学生寮生を対象とするスポーツ・文化教養などの同好会、その他寮生相互の研鑽親睦などを目的とする団体の結成をしようとするとき
- (6) その他、前各号に準ずる行為をしようとするとき

(禁止事項)

第12条 学生寮生は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 20歳未満の飲酒・喫煙（含:電子タバコ）など法律に触れる行為
- (2) 部屋の全部または一部を他の寮生もしくは第三者（以下、他の寮生などという）に使用させ、あるいは転貸する行為
- (3) 施設内における営業行為またはこれに類する行為
- (4) 施設内に石油・高圧ガス類・爆発物・劇毒物などの危険物または銃砲・刀剣類などを持ち込む行為
- (5) 他の寮生などに対し、その意志に反して政治・宗教その他学業に関係ない団体などの加入を勧誘、またはそれらへの支持・支援などを強要する行為
- (6) 学校の許可なく、施設の現状を改変する行為
- (7) 特に学校が認めるものを除き、施設内において動植物などを飼育、または栽培する行為
- (8) 学生同士の金品の貸し借りや賭博（とばく）に類する行為
- (9) 玄関ロビー・談話室など共用場所での飲酒行為
- (10) 指定場所以外での喫煙行為（含:電子タバコ）指定場所とは、学校によって決められた灰皿の設置された所
- (11) 前各号の他、他の学生などに危害を加え、あるいは迷惑をかける行為

(防災上の禁止事項)

第13条 学生寮生は、防災上、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 電気・ガス及び石油を用いるストーブなどを使用すること（使用可否の例は、別表とする）
- (2) 電気器具電源コードをタコ足配線にすること
- (3) 指定場所以外での喫煙行為（含:電子タバコ）
- (4) ボイラー室・機械室など立ち入り禁止の場所へ立ち入ること
- (5) 備え付けの消火器及び消火栓に不必要に触れること
- (6) 廊下・階段・非常口などに物を置くこと
- (7) 寮内での自炊（備え付けの調理器具または、別表に上げる調理器具以外を使うこと）。

(運営上の禁止事項)

第14条 学生寮運営上、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 学生寮敷地内および、その周辺への自動車（二輪車を含む）および原動機付自転車を持ち込むこと（一部許可制有り。詳しくは、別冊トヨタ東自大生活ガイド参照）
- (2) 所定場所以外に自転車を駐輪すること
- (3) 所定場所以外で火気や電気器具を使用すること
- (4) 昼休み等、学校休憩時間中に無断で寮内に立ち入ること

第 4 章 懲 戒

(懲 戒)

第15条 学生寮生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、別に定める手続きを経て、校長が退寮を命ずる。

- (1) 学則第41条に定める懲戒事由に該当する事実のあったとき
- (2) 学生寮規則を遵守せず、生活の秩序を乱す行為があったとき
- (3) 故意または重過失により、施設その他の学校の資産に損害を与えもしくは他の学生寮生などの生命・財産に危害を及ぼす行為のあったとき
- (4) 理由なく寮費などを滞納したとき
- (5) 前各号の他、この規則またはこれに基づく諸規則等の定めに違反したとき

第 5 章 管 理 ・ 運 営

(管理・運営)

第16条 1 学生寮の管理・運営に関する窓口は教育支援課とする。

一方、個人の私生活における行動は、個人の責任において行うものとする。

2 学校は、上記第1項を処理するために必要な職員を配置する。

3 学校職員は、火災・盗難の予防および教育上必要に応じて、室内に立ち入ることが出来る。

第 6 章 学生寮の費用等

(費用等)

第 17 条 1 学生寮生は、部屋代やその他の諸費用を次に定める方法により期日までに納入しなければならない。ただし、各金額は別表とする。

摘要		納 入 方 法 お よ び 時 期	
部屋代 ／月額		4カ月分を前納とし、下記の期日に保護者指定の預金口座から自動振替とする。 ただし、入学時の1期分は4月1日から入寮日前日までに別途納入するものとする。	
納入時期 [適用期] [振替日] 1期（4～7月分） 4／6 ※1 ※新入生のみ振込み 2期（8～11月分） 8／6 *当日が金融機関休業日の場合は、 3期（12～3月分） 12／7 その翌営業日とする			
その他の費用	管理費 ／年額	各年度、3期目の部屋代とあわせて納入するものとする (含火災・盗難保険料)	
	電気料金	2ヶ月毎の電気使用料金を翌月内に徴収する。	

* 学生寮の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 夏休み・冬休み・春休み等の長期休暇期間中は、一定期間閉鎖いたします
- 3 学生寮の費用等は、休暇期間中または外泊等の不在であっても減免・返還を行わない。
- 4 期の途中の入退寮について
 - (1) 寮費及び管理費は、日割りでの精算は行わない。
 - (2) 寮費は、入寮日が当該月の15日までは1ヶ月分、16日以降は半月分とし、精算する。
また、退寮日が当該月の15日までは半月分、16日以降は1ヶ月分とし、精算する。
 - (3) 管理費(年額)は、12等分を月換算し精算する。なお、入退寮の当該月は支払い対象とする。

第 7 章 そ の 他

(改 廃)

第 18 条 この規則の改廃は、別に定める審議手続きを経て校長がこれを決定し、公布する。

[附 則]

- 1 この規則は平成 3年4月1日から施行し、適用する。
- 2 " 平成 7年4月 1日 一部改訂
- 3 " 平成 10年4月 1日 一部改訂
- 4 " 平成 11年4月 1日 一部改訂 (ルミエール八王子追加)
- 5 " 平成 12年4月 1日 一部改訂 (第5モリヤハイツ追加)
- 6 " 平成 12年8月24日 一部改訂 (第14条(1)車両持込第5モリヤハイツ)
- 7 " 平成 13年4月 1日 一部改訂 (鴨田東寮・ルミエール八王子定員変更等)
- 8 " 平成 13年4月 1日 一部改訂 (第7条 寄生役員および任期変更)
- 9 " 平成 14年4月 1日 一部改訂 (一誠寮・ルミエール八王子定員変更)
- 10 " 平成 16年4月 1日 一部改訂 (第5モリヤハイツ定員変更 36名 → 16名)
- 11 " 平成 16年4月 1日 一部改訂 (ルミエール八王子定員変更 65名 → 74名)
- 12 " 平成 16年4月 1日 校名変更 (新校名:トヨタ東京整備専門学校)
- 13 " 平成 16年4月 1日 一部削除 (第14条(1) 車両持込第5モリヤハイツ)
- 14 " 平成 17年4月 1日 一部削除・改訂
(第3条 : 第五モリヤの削除&新寮3棟追加・・・住所・定員など)
(第12条 : 一般禁止事項・・・飲酒・タバコ・ごみ処理など)
(寮生ガイド : 他人または異性の入室・宿泊など文面にて明確化)
- 15 " 平成 18年4月 1日 一部改訂 (メゾン山王坂南追加 定員 36名, ルミエール定員変更 8名)
- 16 " 平成 19年4月 1日 新規契約 (第二藤ビル追加 定員 27名中 18名)
一部改訂 (鴨田東定員変更 20名 → 12名)
一部改訂 (ルミエール定員変更 88 → 91名)
校名変更 (新校名:トヨタ東京自動車大学校)
- 17 " 平成 20年4月 1日 鴨田東寮の削除 (指定寮、学校寮の呼称削除)
一部改訂 (第二藤ビル定員変更 18名 → 27名)
(寮生ガイド 一誠・啓明 : 喫煙場所、寮生以外喫煙禁止)
- 18 " 平成 21年4月 1日 一部改訂 (ルミエール定員変更 91名 → 61名)
- 19 " 平成 22年4月 1日 一部改訂 (ルミエール定員変更 61名 → 41名)
ハイツ2棟 (山王坂・林ハイツはオーナーへ) 返還
- 20 " 平成 25年4月 1日 一部改訂 (ルミエール定員変更 41名 → 32名)
- 21 " 平成 25年4月 1日 一部改訂 (ルミエール定員変更 32名 → 22名)
- 22 " 平成 25年4月 1日 一部改訂 (第二藤ビル定員変更 27名 → 17名)
- 23 " 平成 27年4月 1日 一部改訂 (ルミエール定員変更 22名 → 17名)
- 24 " 平成 27年4月 1日 一部改訂 (第二藤ビル定員変更 17名 → 12名)
- 25 " 平成 28年4月 1日 一部改訂 (ルミエール定員変更 17名 → 14名)
- 26 " 平成 28年4月 1日 一部改訂 (第2藤ビル定員変更 12名 → 11名)
- 27 " 平成 28年4月 1日 一部改訂 (第12条 禁止事項・学生同士の金品の貸し借りについて)

- 28〃平成 28 年 4 月 1 日 一部改訂(第 11 条 届出義務事項
学生部へ届出→教育支援課へ届出)
- 29〃平成 28 年 4 月 1 日 一部改訂(第 16 条 管理・運営
窓口は学生部→窓口は教育支援課)
- 30〃平成 28 年 4 月 1 日 一部改訂(第 14 条 運営上の禁止事項
(1)自動車の持ち込みについて 「一部許可制有り」を追加)
- 31〃平成 29 年 4 月 1 日 一部改訂
(第 3 条 一誠寮定員 117 名 →「107 名」に変更)
(第 12 条 禁止事項 (10) 「(含:電子タバコ)」を追加)
- 32〃平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂
(第 3 条 一誠寮定員 107 名 →「78 名」に変更)
ルミエール八王子定員 14 名 →「9 名」に変更
(第 12 条 禁止事項 (1) 「(含:電子タバコ)」を追加)
(第 13 条 防災上の禁止事項 (3) 「(含:電子タバコ)」
を追加)
(第 17 条 費用等 (一誠・啓明電気料金)翌月の 10 日ま
でに学生部窓口へ納入 →「翌月内に徴収する」に変更
(第 17 条 費用等 (3)期の途中入退寮の精算について
(4)を追記明確化。)
- 33〃令和 1 年 5 月 25 日 一部改訂
提携マンション管理委託により、提携マンションに関する条文を削除。
- 34〃令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂
(第 17 条 費用等 (管理費納入時期の変更。「各年度、最
初の部屋代と → 各年度、3 期目の部屋代と」に変更。)

寮生活ガイド（学生寮細則）

一誠寮 / 啓明寮

I. 寮の日常生活について

1 寮施設などの内容と利用時間は次の通りとする。

共用施設などは、大切に取り扱い破損・紛失のないよう互いに注意すると共に、洗濯機などの利用は能率良く行い長時間独占してはならない。

寮名 摘要	啓明・一誠
学生食堂 [1号館1階] 学校休日は、休業	朝食 8:00~9:00 昼食 11:30~13:10 夕食 18:00~19:00
浴室	18:00~23:00
洗濯室及び洗濯機	8:00~22:00
談話室 フィットネスルーム	8:00~22:00
学習室	8:00~23:00
玄関の開扉	7:00~23:00 (但し、授業時間中は施錠する)

2 緊急時連絡

学校 = 042-663-3211(代)

3 郵便物および荷物などの取り扱い

(1) 郵便物など（ハガキ・封筒・書留・宅配便・小包便など）の宛先は学校宛とする。

（組・番・氏名は必ず記入してください。確実に早く届きます）

① 学生寮宛先見本（一誠・啓明）

〒193-0944 東京都八王子市館町 2193番地

トヨタ東京自動車大学校

寮 号室

期・ 組・ 番 様

記入例（55期または26期1組1番）

(2) 郵便物および荷物などの引渡し・受け取り

① 学校宛の場合

イ. 書留を除く郵便物

・教室で授業開始前に個人宛に直接手渡す。

ロ. 書留郵便物

- ・学校事務室にて、8:30~17:00に、学生証を提示し、受領サインの上受け取ること。

ハ. 荷物（宅配便・小包便など）

- ・各寮監へ配送（16:45以降）

各寮監室にて16:45~22:00までに受け取ること。

（学生証を提示し、受領のサインをして受け取ること）

注) 宅配業者への配達時間指定は、寮監在勤中の上記16:45以降にすること。また、Amazonなどの「置き配指定」はしないこと。行った場合、紛失などのトラブルが発生しても全て自己責任となる。

4 学生寮の部屋番号札取り扱いについて

玄関入り口に札を用いて、各自の在否を明らかにしておくこと

- ・在寮時・・・・・・白色（在室）
- ・外出時・・・・・・赤色（不在）

5 上履きを用意すること。寮内は、土足禁止とする。

履物は、割り当てられた玄関の履物入れで保管すること。

高価な履物は、自室において保管すること。

6 掃除について

- （1）寮生は、互いに協力して、常に清潔な状態に維持する努力をすること。
- （2）共用場所を汚さぬよう、自分のゴミは自分で処理するよう心掛けること。
- （3）風呂・脱衣所の掃除は、当番が行う。
- （4）ゴミは下記の種類に分別し、朝登校前に各寮・各フロアの指定場所に出すこと。
特に、食べ物の残り物は生ゴミになるが、その容器等は異なるのでしっかりと分別すること。
その他各資源ゴミについてはしっかりと分別し、指定場所に出すこと。

*ごみの分類（八王子市生活ゴミ）

① 可燃ゴミ（燃やしてよいゴミ）

汚れた紙、紙くず、洗剤の箱・プラスチック・食用油（紙・布に染み込ませて）
革、ゴム製品・ボトル容器・使い捨てカイロ・紙コップ（皿）・歯ブラシ・文房具 等

② 不燃ゴミ（燃やしてはいけないゴミ）

アルミホイル・せともの、ガラス食器・白熱電球、LED照明・包丁、おたま・傘
ホッチキス、はさみ・小型家電類 等

③ ペットボトル（飲料用・みりん・しょう油等）

中身は捨てる。ラベルは剥がす。キャップは備えのカゴまたは袋へ。

④ カン・ビン（飲食用・食品用・化粧品用）中身は捨てる。

⑤ 有害ゴミ

乾電池、ボタン電池・スプレー缶、カセットボンベ・蛍光管・ライター・水銀体温計 等

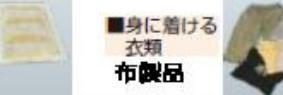
⑥ 生ゴミ（野菜くず、貝殻、残飯類）・・・水を切って生ゴミ捨て場に捨てる。

⑦ 紙類（ダンボール・新聞・チラシ・雑誌・雑紙）

ひもでしっかりと縛って所定の場所へ捨てる。

一誠寮・・・玄関内脇のスペースへ。 啓明寮・・・寮監室脇のスペースへ。

週に1度は必ずゴミを出すこと！ ゴミをためないこと！

ごみの種類	どんなもの							
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■汚れた紙、洗剤の箱、感熱紙など 	<ul style="list-style-type: none"> ■プラスチック製のおもちゃ、文房具など 	<ul style="list-style-type: none"> ■革製品 ■ゴム製品 	<ul style="list-style-type: none"> ■乾燥剤、使い捨てカイロ 	<ul style="list-style-type: none"> ■身に着ける衣類 ■布製品 			
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■カップ類 ■発泡スチロール製容器 <p>中身は捨てる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■パック類 ■袋類 ■ネット類 <p>中身は捨てる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■ボトル容器 ■チューブ類 <p>中身は捨てる</p>			
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ■金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ■ガラス類 ■せともの類 	<ul style="list-style-type: none"> ■白熱電球・LED照明 	<ul style="list-style-type: none"> ■アルミホイル 	<ul style="list-style-type: none"> ■小型家電類 			
カン・ビン	<ul style="list-style-type: none"> ■清涼飲料 	<ul style="list-style-type: none"> ■酒類 ■みりん ■しょうゆ 	<ul style="list-style-type: none"> ■食品用缶詰の缶も <p>中身は捨てる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■化粧品用 <p>中身は捨てる</p> 			
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■乾電池 ■ボタン電池 	<ul style="list-style-type: none"> ■スプレー缶 ■カセットボンベ ■炭酸ガスカートリッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ■蛍光管 	<ul style="list-style-type: none"> ■ライター 	<ul style="list-style-type: none"> ■水銀体温計 			
生ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ■生ごみ(水を切って) ■貝殻 	<p>中身は捨てる。ラベルは可燃ごみ、キャップは備えのカゴor袋へ。</p>						
※紙類 (ダンボール・雑誌等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ダンボール 	<ul style="list-style-type: none"> ■新聞・チラシ ■雑誌・雑紙 	<p>*集積場所</p> <p>一誠寮・・・玄関内脇のスペース 啓明寮・・・寮監室脇のスペース</p>					

(5) 寮室の掃除は、各自で行う。

- ① 室内のゴミなどを廊下に掃き出さないこと。
- ② カビなどの発生を防ぐため、室内の換気・乾燥を心がけ、窓・壁などに露がついた（結露した）場合は、速やかにその露を拭き取ること。
- ③ ルームエアコンのフィルターの清掃を毎月少なくとも1回行うこと。

7 入浴について 学生寮生全員の共用浴室であることをわきまえて、次の各事項を厳守すること。

- (1) 定められた時間内に入浴すること。
- (2) 湯水の節約に努めること。
- (3) 不潔な行為をしないこと。
- (4) 浴室および脱衣室に衣類・タオル・石鹼などを放置しないこと。

8 貴重品について

- (1) 貴重品を室内に放置しないこと。（貴重品ボックスを利用すること）
- (2) 自己の所持する金銭は、しっかり自己管理すること。
- (3) 余分な金銭は銀行・郵便局などに預金しておくこと。
- (4) 所持品には記名し、貴重品については品名・番号・特徴などを記録しておくこと。

9 寮監について

寮監とコミュニケーションをとること。

- (1) 16:30～翌朝8:00まで在勤（休日は昼間も在勤）

10 他人（友人・両親・親戚など）の入室について

- (1) 同居や宿泊は認めない。（学生寮において本人以外の入室は22:00までとする）
- (2) 学生寮において異性の入室を禁止する。（ただし、入退寮などの荷物運搬時は除く）
- (3) 寮生以外の面会者は、ロビーまたは談話室等で面談をすること。

11 その他

- (1) トイレでは、備え付けのトイレットペーパー以外の紙を用いないこと。ティッシュペーパーなどは、水に溶けず下水処理されないため。
- (2) 騒音などを発生し、他の者に迷惑をかける行為をしないこと。特に夜間の廊下歩行およびテレビやオーディオなどの音の大きさには充分注意を払うこと。
- (3) 自動車（二輪車を含む）および原動機付自転車の持ち込みは、近隣を含めて禁止する。（四輪自動車は、一部許可制有り。詳しくは、別冊トヨタ東京大学生ガイドを参照）

II 外出時の注意事項

- (1) 常に学生証を携帯し、トヨタ東京自動車大学校の学生としての品位を保ち、自覚ある行動をとること。
- (2) 外出時（就寝前も含む）の点検・確認事項
 - ① 窓・ドアなどの施錠
 - ② 消灯・不要電気器具の電源プラグを抜く
 - ③ 風雨災害予防の処置（特に長期休暇前・台風時）

III 喫煙について

- (1) 健康のためにも自粛すること（20歳未満の喫煙は厳禁）
- (2) 各室内での喫煙（含：電子タバコ）は禁止とする。喫煙については以下の指定場所で行い、吸殻などの始末には十分注意をすること。（指定場所とは喫煙場所の表示と学校側が用意した吸殻入れが設置されている場所とする）※一誠・啓明寮生以外の喫煙行為を禁じる
 - ・一誠寮・・・2～3階東側（グラウンド側）のバルコニー
 - ・啓明寮・・・2～4階（避難ハッチ）
- (3) 喫煙後の吸殻の始末には十分注意を払い、その場から離れる時は吸殻の火が完全に消えたことを確認すること。

タバコは指定場所にてマナーを守って！ 嫌煙権を尊重

以上

別表一 寮費等の金額（1人あたり）

	寮費（部屋代） ／月額	管理運営費 ／年額	電気使用料金
啓明寮	19,000 円	60,000 円 (火災保険料 500 円込み)	各室の積算計により 2ヶ月毎に学校へ支払う
一誠寮（1人部屋）	28,500 円		

別表二 使用禁止・使用可能とする器具

使 用 禁 止	イ. ストーブ（含 ヒーター）類で、石油を用いるものおよび裸火が露出しているものの全 ロ. コンロ（含 ボンベ式携帯用）類の全 ただし、共用場所での備え付け電気コンロは除く		
	イ. 電気ポット ロ. トースター ハ. 冷蔵庫 ニ. 電気コタツ	ホ. 電気寝具 ヘ. 扇風機 ト. テレビ・CD ラジカセ チ. ヘアードライヤー	リ. 電気炊飯器 ヌ. 電子レンジ ヲ. 電気ファンヒーター ★ 全て小型であること

IV 退室時に費用が発生するもの

自転車・冷蔵庫・テレビは原則持ち帰ること。ただし持ち帰れない事情がある学生は2F事務室にて処分費用を払い許可シール貼って指定場所にだすこと。(自転車は学校近くの自転車販売店でお願いします)

※下記のもの以外は、全て自分で持ち帰ること

[有料処分可]

冷蔵庫（ 処分費用 5, 000円 ）

テレビ（ 処分費用 3, 000円 ）

洗濯機（ 処分費用 3, 000円 ）

(1) キー関係

- ① 部屋キー (紛失者は2, 000～8, 000円現金)
- ② 学校寮貴重品ボックスキー (紛失者は3, 000円現金)
- ③ エアコン用のリモコン (紛失者は4, 000円現金)

(2) 特別な部屋の汚れ

タバコ・香などを部屋で喫煙または使用した場合、クロス張替え代など5～15万円位費用が発生します。

(3) 自転車処分など

自転車など後輩に譲るには購入時に買ったという証拠（領収書及び納品書など）が必要です。
大切にとっておいてください。

寮名	部屋番号	期	組	番	氏名